

(平成24年1月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係

1 件

佐賀国民年金 事案 572 (事案 541 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 2 月から 48 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月から 48 年 1 月まで
前回の申立てでは、昭和 48 年 3 月の 1 か月の年金記録の訂正は認められたが、47 年 2 月から 48 年 1 月までの年金記録の訂正は認められなかった。
申立期間当時、私の国民年金保険料を納付していた父は、昭和 47 年 2 月から 48 年 1 月までの保険料についても間違いなく納付したと言っており、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、特殊台帳及びA町の国民年金被保険者名簿において、保険料未納の記録で一致している上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとされる申立人の父親からは、納付したとする保険料額等の具体的な供述を得ることができないことから申立期間の保険料の納付状況が不明であることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 6 月 10 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時、申立人の国民年金保険料を納付していた父親が、申立期間の保険料についても間違いなく納付したと言っていることから、領収書等が無くても申立期間の国民年金保険料が納付されていたものと認めてほしい旨を申し立てているが、申立人からはこの主張をうかがわせる関係資料等の提出は無く、申立人の主張を確認することができない。

これらのことから、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。